

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號一第 卷三十三第

行發日一月七年六和昭

論叢

效用經濟と勢力經濟 文學博士 高田 保馬
 新地租の不公平と其匡正 法學博士 神戶 正雄
 稅率論 經濟學博士 汐見 三郎

時論

稅制整理の目標 法學博士 神戶 正雄

研究

收穫高と米價との關係 經濟學士 八木芳之助
 東海道濱松宿に關する一考察 經濟學士 大山敷太郎
 アルフレドの工業立地理論に就て 經濟學士 菊田 太郎
 ・ウェーバーの工業立地理論に就て 經濟學士 谷口 吉彦
 米の生産地相場相場との相關々係 經濟學士 谷口 吉彦

說苑

グラスの工業發達階段說 經濟學士 堀江 保藏
 費用概念考察の出發點 經濟學士 熊本 吉郎
 國勢調査てふ用語 經濟學士 岡崎 文規

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

東海道濱松宿に關する一考察（上）

大山 敷太郎

一、はしがき

近世經濟史、特に交通史の上において、街道宿驛の發達といふことは重要な一問題であるが、又比較的閑却せられたる問題である。よつて私は茲に、東海道五十三次の一たりし濱松宿について若干を論述することの、必らずしも無用の業に非らざるを覺えるのである。據るところの文献は、「濱松宿御役町由來記、附、宿人馬持立之愚案」、及び「遠州濱松各町書上」と題する二寫本を主とする。前者は寛政二年（西一七九〇年）和久田寅なる人の撰に係り、その前書に依るに當時町々舊家に殘存せる古記録を尋求し、彼此參照輯録して以て道中宿驛改め役人に提示せしものあり、後者は別に又「濱松丁間町數惣家數橋數并町々役儀勤方覺帳」とも見え、卷末に寶曆九卯年（西、一七五九年）六月、松平富之助家來、町奉行河原甚左衛門と識されてゐる。而して兩者は共に數十年前、東京帝國大學史料編纂掛によりて採訪せられたることあり、その原本は濱松、杉浦彦惣氏の舊藏に係るものである。

今、ついでこれを見るに、特に前者は第一史料として令達書その他を多く收載し、街道宿驛としての濱松を知る上に参考とすべき點尠なからず、延いて又一般に宿驛發達の次第を觀察する好箇の一資料である。然るに未だ江湖に紹介せられず、「濱松市史」等にも全く引用せられてゐない様であることは惜むべきである。よつて私は以下主としてこれに據り、近世宿驛の一例としての發達を概觀し、特に宿驛の中心事務として、所謂宿場町を特色づけたる人馬繼立に關する組織について一考察を施して見度いと思ふ。¹⁾

二、濱松宿以前の概觀

近世宿驛としての濱松の歴史は、慶長六年徳川家康が東海道傳馬の制を定め、その一宿に列せしに始まる(後述参照)が、先づ、それ以前のこの地について一瞥を試みることは、無意義でないであらう。

濱松の地はもと曳馬野(引馬野、又曳馬)と稱した。永祿十一年、家康が今川氏眞を遠州掛川城に攻めてこれを降し、遠江を經略するや、次で曳馬野を改めて濱松と稱し、元龜元年、岡崎より移つて濱松城に入る。然し「和名抄」に『波萬萬津』と載し、「十六夜日記」に『こよひはひくまの宿といふ所にととまる。此所の大方の名は濱松といひし』云々とある如く、中世以降庄名に呼び(例之、東鑑、治承五年の條)、附近一帶の稱なりし舊名を復活せしものである。而して、鎌倉時代初期の紀行記たる「十六夜日記」の示すが如く、當時街道筋の一宿驛であつたが、更に溯つて奈良朝の時代よ

1) 本稿に於て、特に出典を掲げざるものは前掲二寫本に據るものである。

り歌の名所として萬葉集に「引馬野爾仁保布榛原入亂衣爾保波勢多鼻能知師爾」(卷第一、雜歌)と咏ぜられし地も、その地域に多少の變遷はありとするも、恐らく同一地方なるべく、濱松の地も古くより名あるものと云はなくてはならぬ。

然らば、鎌倉時代において街道宿驛たりし濱松の地の、その後の情勢は果してどうであつたか。「濱松宿御役町由來記」の編者によれば、往昔、足利氏の勢威専らなりし時代、今川家當地に主たりし頃には至つて繁昌であり、家居も澤山あつたが、その後戰亂打續きしたため、天文・弘治の間に及んでは昔日の繁榮もその跡なく、町並の家居も不定に、藪園の中に此處彼處と、家の數も尠くなつて仕舞つたと云ふ。今、この記述の基くところを明らかにしないが、惟ふに戰國爭奪の時代において、その衝にあたる地方的聚落が、ここにいふが如き戰禍を蒙つて萎靡衰退を來したるべきは、敢て想像に難からざるものがある。かの應仁の大亂の後にあつて「汝や知る都は野邊の夕雲雀、あがるを見ても落つる涙を」(應仁記)とは、恐らく、多感なる一歌人の咏嘆にとどまらず、規模を小にしては、地方至るところにその類例を見しものであらう。

天文二十二年、時の城主、飯尾豊前守は城下十王町(後の傳馬町、當時家數二、三十軒ありしと云ふ)の助右衛門なるものを任じて名主となし、扶持を給して、領内の配符、觸渡等の御用を掌らしめた。その後、永祿十一年家康が同城を收むるや、同じく前記助右衛門子孫のものを名主役に任じ、その一統をして、兵糧運送その他の御用を達せしめた。

右によつて地方人馬を軍役に驅使せし次第を知るのであるが、この緣故は後の濱松宿政に重大

なる關係を有する。即ち、この際御用に任せしものは、その功を以て地子有次第免許の特權を賦與せられ、その首長助右衛門は慶長六年、家康が東海道傳馬の制を立つるに及び、濱松宿の問屋役に任せられ、同地における人馬繼立を主宰し、子々孫々永く後世に及ぶ迄、問屋、本陣等を勤めたのであつた。明治二年、明治天皇御東幸に際して、その行在所たる光榮を擔つたのも實に、彼の後であつたのである。

三、濱松宿の起立

慶長六年正月、徳川家康、東海道傳馬の制を定む。蓋、久しきに亙れる戰國亂離の後をうけて諸侯を統制し、中央集權の實をあげんがためには、交通政策の如きは最も重要なる政策の一であり、傳馬制の如き、先づ以て緊要なる施設であつたからである。

濱松の地に對してもこの時、所謂「御傳馬」員數を三十六疋とし、「御朱印」并に「御定目」を下附して馬借問屋をたてしめ、先の十王町もその名を改めて傳馬町となし、御傳馬御定の御用を勤めしむることとなつた。而して、前述の如く同町助右衛門は任せられて問屋役、御朱印引合せ改役に就いた。若し濱松の地の由來を求むるとせば、既に述べし如くかなり古く溯ることが出來、鎌倉時代の初期においても既に宿驛の一たりしことが認めらるるが、茲には姑く、近世宿驛としての濱松宿の起立を右の慶長六年にありと見て叙述の筆を運ぶこととする。蓋、國內交通の發達に伴ひ所謂宿場町の發展を來し、城下町その他に對して特異性を有する存在となりし事實は、徳

1) 岡部精一氏、東京眞都の眞相一九六頁參照

川時代に入りて後、始めて顯著にこれを認むべきを知らば、近世宿驛の一たる濱松宿の起立を、徳川家康の傳馬制確立の時に求むることは是認せらるるであらう。

四、傳馬役の起立とその組織

慶長六年傳馬制の確立と共に、濱松宿において助右衛門なるものが、従前の緣故を以て問屋役、御朱印引合せ改役に任ぜられしことは前述の如くである。而してこれと同時に十王町、即ち新に改めて傳馬町家數三十二軒にて所謂御傳馬役を勤むることとなつた。然し、この時代にあつてはその交通状態のなほ比較的閑散なりしは、次の組織を見れば明らかであらう。即ち、問屋會所は一ヶ所、僅に間口二間、奥行四尺（原文の儘、然し奥行四尺は餘りに狭少である。恐らく尺は間の誤ではあるまいかと思ふ）に過ぎず、その事務の如きも五人組隔日に五人宛帳付、外に肝煎兩人、都合七人を以て賄ふて事足りしといふ。時の里諺に「宿屋七人駒之御朱印」といふことがあつたとのことである。

凡そ右の如きはその初期の状態であつた。然し乍ら、治世の經過と共に聽て幾許もなくして交通需要はその度を増して來た。即ち傳馬制確立の慶長六年より十五年を經過せしに過ぎざる元和二辰年において、早くも新に傳馬三十九疋を増し、都合七十五疋を以て勤めしむることとなりし事實は、これを明瞭に物語るものに外ならない。而してこのために、傳馬町の南方岩田郷なるところを取立、家作し御役相勤むべき旨命ぜられ、所々より罷出で地子御免許を以て旅人止宿の營

等をなすに至りしといふ。

而して、同年十一月には次の如く、上下駄賃錢その他が申渡された。

定

一御傳馬并駄賃荷いつれも一駄に付四十貫目之事

一濱松が舞坂迄上下荷物一駄に付いた錢四十四文

見付え七十二文、并歸り馬駄賃も右同斷之事

附、一人に馬之半分たるへき事

一御定之外増錢取もの有之におゐては其町中が過錢として家一軒に付いた錢百文出之へし

但、當人は五十日可爲籠舎事

一御傳馬駄賃荷物宿中馬持次第可付之事

一駄賃馬多入候時者、其町が在々之馬をやとい荷物無滞く様雨風をも不嫌可出之事

右之條々若於相背者其町之年寄共可爲曲事者也

元和二年辰 霜月 日

安	藤	對	馬	御	印
土	井	大	炊	御	印
本	多	上	野	御	印
酒	井	備	後	御	印
板	倉	伊	賀		

人傳賃錢の規定と云ひ、増錢徴收に對する戒飭と云ひ、何れも重要なる意味を有するが、最後の項の在々馬云々の規定は、その名稱は未だ見えぬが、後の所謂助郷（濱松宿における助郷の指定は寛永十四年に創る）と性質を同じくする點に於て注意を要する。

其後、元和九戌年には三代將軍家光、諸侯を率ひて大舉上洛、七月十三日濱松に泊り未曾有の

大通行であつたが、此頃より上下の諸侯公卿、其他諸役人の通行漸く多く、問屋役一人にては勤め難しとて寛永八年より二人となり、同年癸酉三月「御傳馬人足并御繼飛脚御用」として爾後毎歲、御米四十二石三斗七午（京升）を受くることとなり、永く後代に及ぶ。

更に又越えて寛永十一年戊年には再び家光の上落あり。なほ同十二年參覲交代制度の確立を見るに及んでは、街道通行愈々繁く、人馬需要の躍進的增加を來せしは、想像に餘りあるものがある。茲においてか、濱松宿に對して寛永十四丑年三月宿並助郷の指令あり、更に翌十五年には、さきに元和二年において慶長六年の規定三十六疋に三十九疋を増し七十五疋となりし傳馬數を、重ねて二十五疋を増して、「御傳馬百疋」と定めらるることとなつた。

凡そ以上の如き諸事實は何れも幕府の初期たる元和・寛永の頃に、既に人馬需要の相當増加しつつありしことを示すものに外ならない。濱松宿においては先に傳馬町一町にて七十五疋を勤めしところ、寛永十五年御傳馬百疋の定めらるると共に、新に鹽町に對して二十五疋の御用を命ぜらるることになつた。これ等を「御傳馬二町方」と唱ふ（なほ後述參照）。

五、歩行役の起立とその組織

以上述べたる傳馬役町たる傳馬町の場合と同じく、歩行役町も亦その由來を幕政開始以前に溯ることが至當である。即ち、家康が未だ濱松在城の頃、肴町、田町、旅籠町の三町が、その歩行役御用を勤め、地子を免ぜられしといふ。以下、舊記に據つてその大略を説くこととする。

先づ肴町については、家康在城當時、榎門筋に家數六軒の魚屋があつた。右の者に對して御肴御用を仰付けられ、魚鳥の類を調進してゐた。ところが朝夕の御用大分に嵩みたるを以て、一日本多作左衛門、天野三郎兵衛、高力與左衛門三人より御肴不足勝なればとて「……其方共一人して魚商賣仕候者共十人宛取立候はは、右之六人之者共名主に相定、往還之裏地に、一ヶ所に町を建、御肴御用并に西は舞坂湊、東は懸塚湊之内に而取上申魚類、他所之者共に一圓爲買申間敷候」「其上濱松町中にて餘町之者共、魚類商賣爲致間敷候、往還歩役相勤候上者、地子御赦免可被爲下置候」云々と達せられた。

「御肴の御用」云々は兎も角として、「西は舞坂湊、東は懸塚湊に而取上げ申魚類、他所之者共に一圓爲買申間敷候」と云ひ、「濱松町中にて餘町之者共、魚類商賣爲致間敷候」とあるなど、重大なる特權ではあるまいか。^(註) 彼等六人の者が欣然としてこの準備にかかりしことは容易に察せられる。かくして諸處方々において人數を才覺して、漸く五十七人となすことを得、即ち右六人の者名主を命ぜられ、御肴の御用を町内にて勤め、他方、名主以外五十一人中二人を月行事とし、残り四十九人の者にて歩行役御用を勤務せしと云ふ。

(註) この特權は永く後世に迄持續せられた。「濱松市史」に「傳へ云ふ。徳川時代にありては本町(肴町のこと)魚商は城主の特許を得て、濱松市内に限り、魚類專賣の特權を有し、當時他町には肴屋なる店舗を許さざりし規定なりしと。その考證文書も町内舊家に所藏せしが、火災に罹りて焼失し今は存するものなく、唯古老の口碑に傳ふのみ。されど右の慣行は明治初年まで持續し他町には魚類店舗を見ざりしが」云々とある。

又、田町は古くより他國商人等の旅宿を主とし往還筋に當り、家康在城の頃より肴町同様歩行

役を勤め、旅籠町亦往還筋にあり、その名の示すが如く、主として旅人宿舎の營みをなしてゐたが、これは特に乞ふて歩行役町に加はりしと云ふ。

而して、右三ヶ町合御役人足百二十八人を以て往還の御役を勤めた。ところが傳馬方のものは駄賃錢の上まへを取り、大分の利得を得てゐたが、人足役のものは何の役得もなく御役を勤めし故、慶長七年寅秋右三ヶ町の役人、駿府表へ迄罷下り、嘆願するところあり、即ち「一ヶ月之内、末十日之駄賃役」といふことを許され、馬數五十五疋を所持し、其内肴町は裏町なる故、田町、旅籠町兩町にて各番に問屋場を定め、月末十日間駄賃馬役を勤むることとなつた。爾來、濱松宿御傳馬役の者共へ御救等ある場合には、常にその三分の一は、右三ヶ町に割賦せられた。而して、先きに述べし如く、寛永十五年に至つて傳馬百疋の制となり、この際新規に鹽町が傳馬二十五疋を勤むることとなつたが、歩役三ヶ町の者はその儘宿並御定百疋の外に相立置、他宿に異り、御傳馬役歩役双方合して百五十五疋を以て御通行御用を辨ずることとなつたものである。因みに右歩役三ヶ町を三町方と唱へ、是より以後、御救割賦等について屢々、前述の御傳馬二町方と爭論を起してゐる（この傳馬方、歩行方の區別は寛文八年以後撤せられ五町同様の勤務となる。詳細は後述参照）。

なほ傳馬役歩行役合して五ヶ町の御役町は、正徳元年に至つて新に連尺町を加へ、六ヶ町となり以て幕末迄續いた。而してこの外に土屋敷を別としてなほ十八ヶ町存してゐたが、これは無役町（或は脇町）と稱せられ、急なる御通行にて助郷等間に合はざる際、及び御茶壺通行以外には全く人馬繼立に關係がなく、所謂地子免除その他の特典を享受せざるものであつた。岡崎宿にてはこ

由、於然者自今以後者、只今迄百疋傳馬役之者五十五疋駄賃馬持申者も、同時に御傳馬并駄賃荷物共に百五十五疋に而相勤人足役も右百五十五疋之馬役之衆中、年中等同に可相勤候、向後百五十五疋之外にも傳馬人足共に可相勤と申もの有之は相加へ、兩様共に御役儀無滞様可相勤候、當年拜借米之御米三百五十俵宛等分に双方え配分可仕候、年々被下候傳馬人足役之御扶持米も、右之役人中無高下同事に割請取之可申者也

寛文八年申五月

高	伊	勢	御	印
松	猪	右	衛	門
				御
岡	出	雲	御	印
渡	大	隅	御	印
か	甲	斐	御	印
小	山	城	御	印

濱松町

傳馬役中人

右掲ぐるところの裁決書によつて、濱松宿における人馬勤方が、寛文八年以降變革せられしこと明らかである。而して、その實際における役割については、次の如く規定せられた。

御役割之覺

御傳馬百五十五疋

人足百二十八人

内

二町方五分

但、三分七厘五毛

一分二厘五毛

傳馬町

御役門

七十五軒

鹽町

同

二十五軒

東海道濱松宿に關する一考察

第三十三卷

一〇九

第一號

一〇九

三町方五分

但、三分一

香町	御役門	四十九軒
田町	同	五十二軒
旅籠町	同	二十七軒

右は人馬繼立の分擔を示すものであるが、更に實務上の規定として、次の如くに定められた。

一 御傳馬并手脇人足荷付荷下し萬見歩使

一 一切之駄賃馬 但、御觸狀往還之衆宿々に而送り物

右、月半分宛馬役番にて相動か申候

一 御米印人足 但、稅番にあるき共

右も月半分宛相動か申候

一 繼飛脚は十五日宛、但、三十人之外は兩所を立合相動か申候、御狀箱に相添參候御觸狀何に而も其飛脚に而指越可申候

一 諸事御迎は兩間屋立合可申候

一 往還御傳馬人足に付、六ヶ鋪出來候は、何方へ御訖に參候共、造用之分番切に遣可申候

一 御上使様御目付様其外待宿之造作、兩所を出し可申候

一 御壺は宮様御公家様御門跡様之節、人馬賄兩所役人衆立合可申候、其外一度に傳馬五十疋之余參候は、兩所を相動か申候

右之通り御役分ヶ、五町庄屋町中之者共立合相談仕相動か申候

以上

申十月

五町庄屋共連印

即ち右によつて傳馬方、歩行方の區別撤せられしと共に、著しく協調的となりし事明らかである。人馬兩役共相折半してこれを負擔するを原則とするが、大通行その他御用繁忙の際は、勿論相補ひしものである。思ふに斯る變革は交通需要の漸増に對し、若干の意義を持ち得たであらう。